

博士（商学）学位申請論文 論文概要書

財務諸表監査の失敗と監査人の独立性についての研究

—日米における監査の失敗事例分析に基づいて—

早稲田大学商学研究科博士後期課程 亀岡 恵理子

問題意識および研究目的

本研究は、財務諸表監査はなぜ失敗するのだろうかという問題意識のもと、財務諸表監査の失敗（以下、監査の失敗）をもたらす原因の1つと考えられている監査人の独立性（auditor independence）に焦点をあてた研究である。

監査人の独立性は、監査理論において基本概念の1つとして位置づけられる概念である。財務諸表監査にとって監査人の独立性がことさら重要であることは、これまで数多くの監査文献のなかで一貫して強調され続けてきた。監査の主要テキストブックによれば、監査人の独立性は公正不偏の見地に立つことを意味しており、それを誰の視点で捉えるかの違いによって、精神的独立性と外観的独立性という2つの下位概念に分けられる。精神的独立性とは、監査人の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念であり、外観的独立性とは、監査人が実際に独立的に判断を下しているかどうかを財務諸表の利用者である社会の人々が知覚（イメージ）する独立性概念である。監査人は、監査を実施する際、双方の独立性を常に保持しなければならない。

監査人の独立性概念に関するこのような考え方は、学究の場でも実務の場でも、広く受け入れられている。2つの下位概念から構成される監査人の独立性概念はそれ自体、極めて単純な概念構造をとっている。しかし現実社会では、監査人の独立性に関して生じる問題はそう簡単ではなく、独立性の問題は監査の歴史のなかで長年論争の的となってきた。2001年にアメリカにおいて発覚したEnronによる不正会計事件は、まさに監査人の独立性に対する懸念を増幅させる出来事であり、同事件が火付け役となって制定されたSarbanes-Oxley Act of 2002は、非監査業務の提供や監査担当期間の長期化、監査

人の被監査会社への転職を規制することによって、それらが監査人の独立性を損なわせるのではないかと長年の懸念に抜本的処置を講じた。アメリカの動きは世界的に波及し、欧州や日本でも監査人の独立性を規制強化する制度改革が推し進められた。

しかし、独立性の問題はこれで終止符が打たれたわけではない。2008年の世界金融危機は再度、監査人の独立性に対する懸念を呼び起こした。欧米では、監査人の独立性を一層高めるための方策として、会計事務所のローテーションが提案され、欧州ではすでに同提案が議会を通過している。監査人の独立性は、会計プロフェッションや規制当局にとってなお難解な問題であり続けている。

概念としては単純なはずの監査人の独立性は、現実社会においてなぜこれほどまでに問題となるのであろうか。従来からその重要性が強く訴えられてきたにもかかわらず、実務に従事する監査人は独立性を保持できないのであろうか。監査人の独立性規制を含む制度改革や規制強化を喚起する刺激となった現実の監査の失敗事例においては、どのような状況のもとで、いかなる要因が監査人の独立性に影響したと考えられるのであろうか。実施された監査の質を事後評価する主体である規制当局や裁判所は、特定の監査の失敗事例をいかに評価し、関係者に対していかなる処分を下したのであろうか。それらは、監査人が直面する独立性の問題についてどのような示唆を与えているのだろうか。

本研究は、上述の具体的疑問を明らかにすることによって、監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係のメカニズムを解明することを第1の目的としている。本研究はまた、監査の基本概念の1つである監査人の独立性概念を探求したいとの問題意識をもっている。現在確立している監査人の独立性概念は、完全に発達した成熟概念として認められるのか、現実の監査の失敗事例を理解するのに役立つ説明力を十分に有しているのだろうか、これまでの監査理論のなかで見落とされてきたものや軽視されてきたものはなかったのかを確かめること、これが第2の研究目的である。

論文の構成

本論文は以下の目次から構成される。

序章

第1節 問題意識

第2節 本研究の目的および研究方法

第1項 本研究の目的

第2項 研究方法

第3節 事例研究の研究範囲

第1項 「監査の失敗」とは何か

第2項 本研究における事例の選択規準

第4節 論文構成

第1章 監査人の独立性—概念および規制—

第1節 監査人の独立性概念の構造

第1項 精神的独立性

第2項 外観的独立性

第2節 監査人の独立性規制の仕組み

第2章 監査の失敗と監査人の独立性

第1節 監査の失敗の発現

第2節 監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係

—精神的独立性にかかる既存研究—

第3節 監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズム

第3章 現実の監査の失敗事例—精神的独立性の欠如が明確なケース—

第1節 三田工業 [1998]

第1項 事件の概要

第2項 不正会計の構図

第3項 監査の実態と監査上の問題

第4項 関係者の責任

第5項 まとめ—監査上の独立性の視点から—

第2節 フットワークエクスプレス [2002]

第1項 事件の概要

第2項 不正会計の構図

第3項 監査の実態と監査上の問題

第4項 関係者の責任

第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

第3節 カネボウ [2005]

第1項 事件の概要

第2項 不正会計の構図

第3項 監査の実態と監査上の問題

第4項 関係者の責任

第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

第4節 プロデュース [2008]

第1項 事件の概要

第2項 不正会計の構図

第3項 監査の実態と監査上の問題

第4項 関係者の責任

第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

第4章 現実の監査の失敗事例—精神的独立性が遠因のケース—

第1節 Enron [2001]

第1項 事件の概要

第2項 不正会計の構図

第3項 監査の実態と監査上の問題

第4項 関係者の責任

第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

第2節 WorldCom [2002]

第1項 事件の概要

第2項 不正会計の構図

第3項 監査の実態と監査上の問題

第4項 関係者の責任

第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

第3節 日本長期信用銀行 [1998]

第1項 事件の概要

第2項 「不正会計」の構図

第3項 監査の実態と監査上の問題

第4項 関係者の責任

第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

第5章 監査の失敗の発生メカニズムと監査人の独立性概念についての考察

第1節 現実の監査の失敗事例に基づく監査の失敗の発生メカニズム
についての検討

第2節 監査人の独立性概念見直しの必要性について

終章

論文の概要

研究方法

上述の2つの目的を達成するため、本研究は研究方法として事例研究を採用している。これは、本研究が問題意識を向ける監査の失敗と監査人の独立性がいずれも、事例研究が得意とする研究対象の属性を備えているからである。両者の間にある因果関係のメカニズムを明らかにしようとする第1の研究目的に対して、事例研究は直接役立つ。第2の研究目的に対して、事例研究は直接役立つわけではないが、現実の出来事を完全または正確に描写することに厳格な研究目的の事例研究は、経験的データとして価値ある証拠を提供する役割をもつ。そこで本研究では、事例研究の分析結果を監査人の独立性についての概念研究を行うための経験的証拠として利用する。

本研究は、事例研究で取り上げる事例を以下の規準により選択した。まず、分析対象となりうる「監査の失敗」事例の集合を4つの指標（監査訴訟、経営破綻、行政処分、利益の訂正）の有無から判別し、次に、わが国において監査人に対する行政処分および監査訴訟が本格的に起こり始めた時期であり、日米両国の財務諸表監査制度が大きな転換期を迎えた1990年代後半から2000年代初頭に発覚した事例に分析対象を限定した。さらに事例の規模、先駆性、影響力の大きさ等の質的特徴を考慮した結果、最終的に「監査人の独立性」が関わっていると推察される監査の失敗事例7つを選択した。日本の5事例（三田工業 [1998]、日本長期信用銀行 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、およびプロデュース [2008]）とアメリカの2事例（Enron [2001] および WorldCom [2002]）である。

事例研究では具体的に、個別事例ごとに、有価証券報告書／年次報告書、調査報告書、行政処分情報、裁判関連資料、関連書籍、新聞や雑誌記事、学術・実務論文など、様々なところに散らばっているアーカイバル資料を収集し、それらを統一的な分析項目に関係づける作業を行った。まず会社側の視点から、企業がなぜ、どのようにして不正会計を行ったのか、次いで監査人の視点から、監査人がなぜ、どのような状況のもと不正会計の検出に失敗したのかを明らかにするところまでを分析の到達目標とした。

各章の概要と展開

以下、各章の概要と展開について順に示す。

序章の後に続く第1章ではまず、監査人の独立性概念とはいかなる概念であるのか、監査人の独立性に対する規制はどのような論理により設けられているのかを明らかにするため、既存の監査文献、明文化された法や規則、職業的専門基準を参照しながら、監査人の独立性に関する概念および制度の仕組みを明確化した。(1) 監査人の独立性概念が監査において最も基本的かつ重要な概念として位置づけられていること、(2) 監査人の独立性に対する定義は必ずしも統一的ではないが、その概念構造については精神的独立性と外観的独立性という2つの下位概念から構成される、との考え方が共通して受け入れられていること、(3) 財務諸表監査の成否に直結するのは、監査人の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念（精神的独立性）であるが、これは監査人個人の「心の状態」であるため具体的に規制することができないこと、(4) 制度上、独立性規制の多くは、社会の人々の知覚に影響を与える具体的な要因・状況（外観的独立性）を規制する形で行われていること、を確認した。

第2章では、まず監査の失敗とは現実社会においてどのように発現する現象なのかを示したうえで、既存研究に基づき、監査人の独立性が監査の失敗をもたらす原因と考えられていることを示した。次に、監査人の独立性のうち、精神的独立性がいかにマイナスのアウトカム（監査の失敗が疑われる状況）に結びつくのか、そしていかなる要因や状況が精神的独立性に影響を与えるのかを検証した既存研究の成果を取り上げると同時に、アーカイバル研究および実験研究を中心とする既存研究には、測定や研究デザイン上の問題があることを指摘した。こうした既存研究の課題を克服する1つの方法として、本研究は特定事例に着目しており、次章以降で個別の事例分析を示す前に、それらを総括する枠組みとして、監査人の独立性が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムを提示した。

第3章および第4章では、7つの事例分析の結果を示している。第3章では、監査人

が精神的独立性を明確に欠如し監査の失敗に結びついた事例として、三田工業 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、およびプロデュース [2008] の分析結果を、第4章では、精神的独立性の欠如は明確ではないが、監査人の精神的独立性が弱体化しそれが監査の失敗の遠因となった事例として、Enron [2001]、WorldCom [2002]、および日本長期信用銀行 [1998] の分析結果を、共通の項目立てのもと個別的に記述した。

第5章では、事例分析の結果を第2章で提示したメカニズムに関係づけて比較考察し、監査の失敗の発生メカニズムと監査人の独立性概念について追加の考察を行った。その結果、(1) 監査人が故意責任を追及されておらず、その意味で監査人の精神的独立性の欠如があったことを明示する証拠がない事例であっても、正当な注意や職業的懐疑心の不足・欠如といった監査上のミス・問題点の背後には、精神的独立性の問題が潜んでいると理解すべき事例があること、(2) そのような事例が存在すると認めるならば、監査人の独立性概念に新たな側面を追加することによって概念を拡張させる必要があるかもしれないことを指摘した。

終章では、本研究の概括と将来研究について若干の展望を示した。

本研究の発見事項および監査研究に対する貢献

監査の失敗が生じる原因の1つは、監査人の独立性（とりわけ、精神的独立性）に係している。本研究では、監査人の独立性が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムを、監査人個人のみならず、監査チームおよび監査法人／会計事務所の要素と関係づけて枠組みを示した。7つの個別事例を対象とした事例研究により監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係のメカニズムを詳細に分析した結果、両者の間の因果関係には2つのパターンがあることが明らかとなった。

第1のパターンは、監査人が諸要因・状況により精神的独立性を喪失し、財務諸表上の重要な虚偽表示に積極的または消極的に関与してしまうというパターンである。第2のパターンは、監査人が不正な財務報告に関与するわけではないが、諸要因・状況によ

り監査人の精神的独立性が無意識のうちに弱体化した結果、様々な監査上のミスや問題点につながり、それが監査チーム内の監督・レビュー、会計事務所／監査法人による品質管理によって是正されなかったために、監査人が財務諸表上の重要な虚偽表示の検出に失敗してしまうというパターンである。本研究では、第1パターンの監査の失敗として、三田工業 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、およびプロデュース [2008] を、第2パターンの監査の失敗として、Enron [2001]、WorldCom [2002]、および日本長期信用銀行 [1998] を示した。

わが国の監査研究では従来、監査人の独立性に起因する監査の失敗としては第1パターンの事例しか認識されていなかった。なぜならば、「精神的独立性の欠如＝故意」の構図で捉えられる事例しか監査人の独立性に問題があった事例として捉えていなかったからである。しかし、本研究は、監査人が故意責任を追及されていない場合であっても、監査人の精神的独立性が弱体化されていた行為が識別される場合には、第2パターンの事例として理解すべきことを指摘した。

第2パターンの事例の存在を指摘するとともに、本研究では、無意識による精神的独立性の低下があるとすれば、従来の監査人の独立性概念は見直しの必要があるかもしれないことを指摘した。監査人の独立性概念に新たな側面を追加した方が、現実の監査の失敗事例を説明する際には概念としての強度や説明力は増すかもしれない。しかしこの点については、監査人の独立性概念だけでなく、正当な注意概念や客観性概念といった他の概念との関係性を考える必要があり、引き続き概念研究の余地がある。